

注目
01令和7年度松浦市
3世代同居・近居促進事業

問合せ

都市計画課 住宅係

☎内線 217



安心して子育てができる住環境整備のため、多子世帯や新たに3世代（親、子、孫など）で同居・近居するための中古住宅の取得や住宅の改修を支援します。

補助
対象

- ① 多子世帯で自ら居住するために行う中古住宅の取得費
- ② ①の取得の際にあわせて行う住宅の改修費
- ③ 新たに子育て世帯を含む3世代で同居または近居するために行う住宅の改修費
- ④ 新たに子育て世帯を含む3世代で同居または近居するために行う中古住宅の取得費

補助
金額

補助対象経費の5分の1以内（限度額 40 万円）

※次の場合には、それぞれ加算した額を限度額とします。

○子育て応援団体所属者 4 万円 ○新たに3世代で同居する者 20 万円

申請
方法

問合せ先までご相談ください。

申請期限 11 月 28 日（金）

注意
事項

※中古住宅を取得する際には、土地の価格は対象経費に含まれません。

※②③の改修は、市内業者に限ります。

※改修工事の詳細は、市ホームページをご確認ください。

※申請前の契約、着工は補助対象になりません。

注目
02建築物に関する改修など
を支援します

問合せ

都市計画課 建築係

☎内線 245



住宅耐震化

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた戸建て木造住宅の耐震化を支援します。

- ①耐震診断 耐震診断費 136,000 円のうち 113,000 円（自己負担額 23,000 円）
- ②耐震改修計画作成 耐震改修計画作成に要した費用の3分の2以内（上限 7 万円）
- ③耐震改修工事 耐震改修工事に要した費用の4分の3以内（上限 90 万円）

危険なブロック塀の除却

災害発生時の避難経路の確保と人身事故の防止のため、一定の条件（通学路など）を満たす危険なブロック塀の除却費用の一部を補助します。

○該当するブロック塀除却費用の3分の2以内（上限 5 万円）

アスベスト分析調査

アスベストの飛散による健康被害を予防するため、住宅等の建築物に露出して吹き付けられたアスベストの分析調査費用の一部を補助します。

○アスベスト分析調査費用の10分の10以内（上限 25 万円）

申請方法

申請期限 8 月 8 日（金）

問合せ先までご相談ください。

※国の予算の都合により補助支援ができない場合もございます。

アピアランスケア助成制度

問合せ

健康ほけん課 健康推進係

☎内線 168



がん治療によって外見が変化してしまった人が、罹患する前と変わらず、一人ひとり自分らしく生活できる社会の実現に向けて、対象用品の購入費用の一部を補助します。

対象者	以下の条件すべてを満たす人 ①申請日において松浦市に住所を有し、市税などの滞納がない人 ②がんと診断され、がんの治療を受けた人または現に受けている人 ③国または他自治体から同じような補助金などを受けていない人
対象用品	●医療用ウィッグ（部分ウィッグ、毛付き帽子、保護ネットなど） ●乳房補整具（補整下着、補整パッド、人工乳房（乳房再建術により体内に埋め込まれたものを除く））
助成金額	上限 2 万円（医療用ウィッグ、乳房補整具それぞれの購入金額）
助成回数	対象者一人につき、対象用品の区分ごとに、1 回限り ※乳房補整具：両乳房を 1 度に購入した場合は 1 回、左右それぞれ購入した場合はそれぞれ 1 回とします。
申請方法	問合せ先までご相談ください。

带状疱疹予防接種費の一部を市が負担します

問合せ

健康ほけん課 健康推進係

☎内線 129



対象者

- ①令和 7 年度内に 65・70・75・80・85・90・95・100 歳になる人
- ② 100 歳以上の人
- ③接種当日に 60 歳以上 65 歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な人

接種期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

申込方法

直接医療機関へお申し込みください。※要予約

ワクチンの特徴・効果と自己負担額

ワクチンは 2 種類あります。特徴・効果などを確認しご検討ください。



	生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK 社）
接種回数	1 回	2 回（接種間隔：2 か月以上）
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種条件	免疫が低下している人は接種不可	免疫の状態にかかわらず接種可
予防効果	接種後 1 年時点：6 割程度 接種後 5 年時点：4 割程度	接種後 1 年時点：9 割以上 接種後 5 年時点：9 割程度 接種後 10 年時点：7 割程度
自己負担額	4,400 円	11,000 円（1 回あたり）

注目
05道路などの維持・整備費用を
支援しています

問合せ

建設課 道路河川係

☎内線 203



①市民協働まちづくり事業

申請期限：9月30日（火）

市道など、地域や市民団体が、維持補修作業を行う際に必要な経費を補助します。

【対象作業】 ○市道、河川の陰切り、側溝清掃、河床浚渫など

○法定外公共物の災害復旧、舗装など

【対象費用】 作業に必要な機械借上料、燃料費、原材料など

【補助率】 ○市道、河川に関するもの・・・全額

○法定外公共物に関するもの・・・7割 ※補助限度額あり

②松浦市生活道路整備事業

申請期限：7月31日（木）

生活道路整備にかかる原材料を支給します。行政協力員を通じて申請してください。

【対象道路】 4戸以上が利用する総延長30㍍以上、幅員1㍍以上の生活道路

【支給範囲】 生活道路の路肩・舗装の補修、道路に付随する側溝整備

【支給原材料】 生コンクリート、砕石など

【支給率】 市が必要と認めた量の7割 ※3割は申請者負担

問合せ

①建設課道路河川係

☎内線 203

①福島支所地域振興課

☎内線 34

①鷹島支所地域振興課

☎内線 24

②建設課管理係

☎内線 202

注目
06

松浦市への定住を応援します！

問合せ

政策企画課 企画統計係

☎内線 313



分野	制度	対象者	内容
住まい	定住奨励金 ※建替えは対象外	・市内在住者 ・新規転入（転入前に3年以上市外に居住）から5年以内に住宅を取得した者	●市内建築事業者による新築 ①単身：60万円（30万円） ②単身以外：100万円（50万円） ●中古住宅の取得 ①単身：20万円（10万円） ②単身以外：30万円（15万円） ※②の場合：子育て世帯加算あり ※（ ）の金額は市内在住者の場合
結婚 住まい	結婚新生活 支援補助金	・令和7年1月以降に婚姻した世帯 ・夫婦の所得が500万円未満 ・婚姻日の夫婦の年齢がそれぞれ39歳以下	婚姻に伴う住宅購入、リフォーム費用、賃貸費用、引越し費用 ① 夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円 ② ①以外の世帯：上限30万円

※支援制度にはそれぞれ申請期限や細かい要件などがありますので、詳しくは市ホームページまたは問合せ先でご確認ください。